

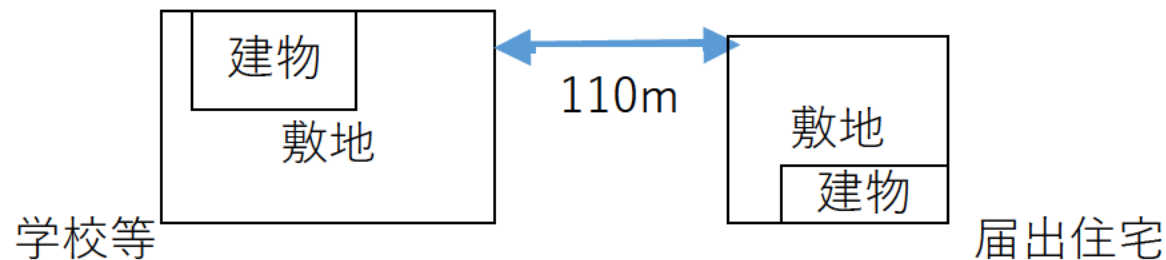
住宅宿泊事業法施行条例の概要

学校等とは

小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園等

制限する区域及び期間

- 学校等の敷地の周囲110メートル以内の区域とは



- 授業及び保育を行う日について、事業の実施を制限

- 授業及び保育を行う日とは

例：夏休み・・・宿泊可能

登校日・・・宿泊不可

(例えば、夏休み期間中の登校日や、土曜日や日曜日でも授業や保育が行われる場合は、宿泊不可ですので注意が必要です。)

住宅宿泊事業法施行条例の概要

都市計画法における用途地域及び制限する区域

都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができる。

このことから都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。

この区分の中で、良好な住居の環境を保護するための地域として、
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
があり、この4つの地域について、住宅宿泊事業の実施を制限している。

期間

○祝日を除く平日の事業の実施を制限
例

